

議事概要

令和元年度 第2回 新潟市消費生活審議会 議事概要

日 時： 令和元年10月30日（水） 午前10時00分～午前11時22分

場 所： 新潟市消費生活センター 研修室

出席者： 新潟市消費生活審議会委員

澤田委員、稲村委員、江花委員、酒井委員、露谷委員、逸見委員、鳴釜委員、
桜井委員、伊藤委員、相馬委員、加島委員、阿部委員
事務局

上所市民生活部長、田中市民生活課長、渡辺市民生活課長補佐、
曾我消費生活センター所長、同主幹、同主査

1 開会

2 挨拶 上所市民生活部長あいさつ

3 議事

(1) 正副委員長の互選

(曾我所長) 正副委員長は消費生活審議会規則第4条により、委員の互選で決める。委員長
の選出について、意見はないか。

(酒井委員) 引き続き、澤田委員にお願いしたい。

(曾我所長) 澤田委員にお願いしたいとのご意見をいただいたがいかがか。

(委員各位) 拍手

(曾我所長) 承諾いただいたので、澤田委員にお願いする。あいさついただき、その後の
議事の進行をお願いする。

澤田委員長あいさつ

(澤田委員長) 副委員長の選出について、ご意見はないか。事務局案はどうか。

(曾我所長) 引き続き、逸見委員にお願いしたい。

(澤田委員長) 事務局から逸見委員に副委員長をお願いしたいとの提案があったが、いかが
か。

(委員各位) 拍手

(澤田委員長) 逸見委員に副委員長をお願いする。ひとことあいさつを。

逸見副委員長あいさつ

(2) 消費者行政における最近の国の動向について

(曾我所長) 資料2により説明

(澤田委員長) 資料の18ページ図表33の消費生活相談窓口未設置の地方公共団体の状況
で、2018年は真っ白になっているが、未設置はないということでのいいの
か。

(曾我所長) その通りである。

(3) 消費生活センターの平成30年度事業報告及び令和元年度事業計画について

(曾我所長) 資料3により説明

(江花委員) 昨年度くらいから、弁護士会等に消費者ではなく事業者に対して無料求人広

告をうたったトラブルの相談が多くきている。具体的にはインターネットでの求人で当初は無料とうたっておきながら、30日を超えると料金が発生すると小さく書いていて、後で料金を請求するという手口である。この種の相談は消費生活センターに来ているのか。また、その場合の対応は。

(事務局) 個人事業主から同種の相談もセンターによせられている。広告は事業上の契約なので、ひまわりホットダイヤルを案内している。個人事業主と個人消費者の線引きが難しく、消費者庁としても課題として認識している。

(澤田委員長) そのような契約として有効なのか。詐欺なのか。

(江花委員) この様なケースは弁護士が入って、契約の無効を訴えると解決することが多い。被害者が料金を支払っていないので、業者側が料金を回収しようと思えば、訴訟等のコストと労力を掛けることになるが、業者側はそこまでせずに諦めるケースが多いと思われる。

(桜井委員) 架空請求が商品一般に分類されていると説明があったが、一般的な感覚からは違うと感じる。分類を見直す予定はあるのか。

(事務局) ご指摘のとおり、一般の方にはわかりにくい分類になっている。すべての相談は、P I O ネットと呼ばれる全国の消費生活ネットワークシステムに登録されている。相談を分析するためいろいろな分類を国民生活センターが決めしており、過去からの継続性を保つため、分類を変更する予定はないと聞いている。

(鳴釜委員) 先ほどの説明で昨年度、国の相談件数は増えているということだったが、架空請求の相談が新潟県だけ減っている理由はあるのか。

(曾我所長) 架空請求の相談は新潟も減っていない。放送・コンテンツ等の相談が減っているが、減った理由は分析できていない。

(逸見委員) 学校ではいじめの件数の認知度が上がりその対応が問われている。そう考えると相談件数が減っていることで効果があったとは言えない。例えば、アダルト情報サイトの相談が減っていることは、相談しにくいことが考えられる。相談に向かうためにセンターとして手立てを講じる必要がある。

(阿部委員) 高齢者は家族などに迷惑をかけてはいけないと考えてしまうし、高齢者だけの世帯も増えている。188の周知が必要だと思うが、インターネットでは高齢者には届かない。顔と顔を合わせるように直接高齢者に向けた取り組みが必要ではないか。

(稲村委員) 資料3を見ると多重債務について借入目的は生活費が多い、何らかの理由で生活困窮によりお金を借りたように感じるが、相馬委員は相談に当たっていたようだが、どんな傾向があるのか。

(相馬委員) 発達障がいなどで働けず、生活保護になるが、その前に生活費を借りて相談に来るケースが多かった。障がい者の方などにどうやって寄り添っていくかが大事だと思う。

(澤田委員長) 定期検査について、ガソリンスタンドは対象としているのか。

(事務局) 計量法は取引証明に使うはかり、例えば量り売りのはかりだけを定期検査している。ガソリンスタンドの検査は行っていない。

(4) 「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」の進捗状況について

(曾我所長) 資料4、参考資料1、参考資料2、参考資料3により説明

